

〈令和3年度 県の産業振興施策〉

経営力強化総合支援アドバイザー派遣事業

コロナ禍における企業の様々な経営課題に対処するための専門家派遣制度（経営力強化総合支援アドバイザー派遣制度）を創設し、資金繰りなど足下の対策から、将来の成長に向けた前向きな取り組み（新分野進出、販路開拓等）へのアドバイスなど、企業の状況に応じた適切な処方箋を提供します。

- 派遣対象 県内に事業所を有する中小企業
- 派遣枠 5,000回（過去最大）
- 補助対象 専門家の「謝金及び旅費」
- 補助率 10/10（企業負担なし）
- 派遣窓口 商工会、商工会議所、I S I C O、県中小企業団体中央会

特徴

- ✓ 派遣回数の上限なし
 - ✓ 複数の専門家による対応可
- ➡ 大幅に利便性を向上

コロナ禍の様々な経営課題の解決や経営基盤の充実・強化に向けた取り組みをきめ細かにサポートします。専門家派遣を希望される場合は、お近くの支援機関にご相談ください！
(商工会・商工会議所・I S I C O・中小企業団体中央会)

お問い合わせ先：石川県商工労働部 経営支援課 経営支援グループ 076-225-1525

コロナ時代を乗り越える新分野進出支援費補助金

経営基盤の強化に向けて、新規事業への進出や事業転換などに果敢に挑戦し、コロナ時代を乗り越えようとする前向きな中小・小規模事業者を支援する。

- 内 容：新規事業への進出等に要する経費
(既存事業の宣伝強化や業務効率化のための機器更新などは対象外)
- 対 象：県内に事業所を有する中小・小規模事業者
- 補助金額：**上限1,000千円（補助率2/3）** ※下限：500千円
- 採 択 枠：**100社**
- 公募期間：今春に公募開始予定
- そ の 他：商工会・商工会議所等の支援機関が事業計画の策定支援、フォローアップを実施。必要に応じて専門家による指導・助言

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経営環境に打ち克つため、回復・成長に向けた先導的な取り組みを募集します！

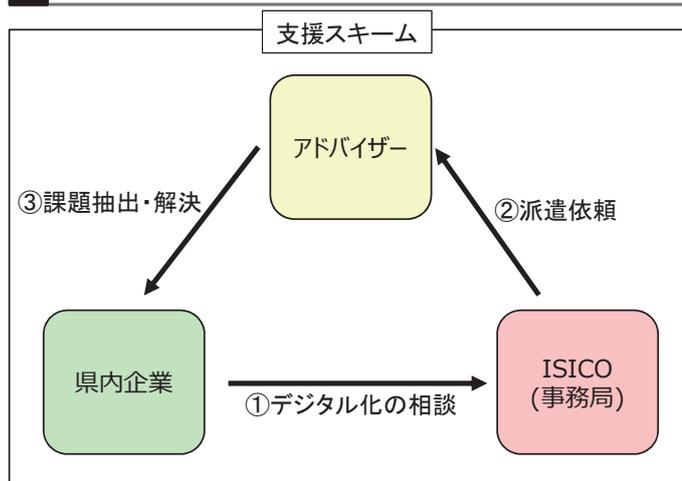
お問い合わせ先：石川県商工労働部 経営支援課 経営支援グループ 076-225-1525

いしかわデジタル化推進経営アドバイザー

- デジタル化が進展する中、デジタル化の設備導入を進め経営面も含めた変革を行うことで、企業の競争力を高める。
- 県が実施する「デジタル化設備導入支援事業」への申請を見据えて、デジタル化の設備導入に向けた計画作りをフォローし効果的な設備導入を支援する。

支援内容

- ・社内の課題を抽出・整理し、それを解決するための解決策を提案（デジタル投資の場合、ツールの紹介含む）
- ・支援回数：1回あたりおおむね半日 原則3回まで
（支援イメージ）1回目：課題抽出 2回目：課題の整理と解決策（ITツール等）の提案
3回目：実行支援
- ・対象業種：業種による要件なし
- ・4月中旬より募集開始予定



デジタル化に関してアドバイザーが対応する内容（例）

テレワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークを行いたい（クラウド利用等） ・テレワークに伴いINW環境や、セキュリティを強化したい
生産現場効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・工場内をIoT化して生産性を向上させたい ・工場内の稼働状況を把握したい ・ロボット等を導入して省人化を図りたい
事務部門の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・事務部門の効率化を図りたい（クラウド利用等） ・RPAを導入したい ・各種システム（販売管理システム等）の連携を図りたい

お問い合わせ先：石川県商工労働部 産業政策課 次世代産業創造グループ 076-225-1513

デジタル化設備導入・技術開発支援

- これまで、設備導入・技術開発支援として、令和2年度は①AI・IoT等の設備導入支援や②AI・IoT等の技術開発支援を実施してきた。
- **R3年度は、設備導入や新技術開発のニーズの高まりを踏まえ、採択枠を大幅に拡大する。**

R2年度 → **採択枠を大幅に拡大** → R3年度

①AI・IoT等の設備導入支援
対 象：AI・IoT等の設備導入支援
補助金額：上限600万円（補助率：1/2）
採択実績：55件

①デジタル化設備導入支援
対 象：デジタル化に向けた設備導入支援
補助金額：上限600万円（補助率：2/3）
採 択 枠：**120件**
R2実績の2倍以上

②AI・IoT等の技術開発支援（次世代ファンド）
対 象：AI・IoT搭載の新製品等の研究開発
上 限 額：2,000万円（補助率：2/3）
採択実績：2件

②デジタル化技術開発支援
対 象：デジタル技術搭載の新製品等の研究開発
採 択 枠：**6件**

○デジタル技術・システム研究開発加速支援
補助金額：上限1,000万円（補助率：2/3）
期間：1年
※開発期間が短いものを集中支援

○デジタル技術枠（次世代ファンド）
補助金額：上限2,000万円（補助率：2/3）
期間：3年
R2実績の3倍

お問い合わせ先：石川県商工労働部 産業政策課 次世代産業創造グループ 076-225-1513

「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する「産業雇用安定助成金」を創設**しました。

助成金の対象となる「出向」

- **対象**：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。
- **前提**：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

[その他要件]

- ・ 出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること
- ・ 出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと などの要件があります。

対象事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）

助成率・助成額

○ 出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

○ 出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額（※）	各5万円/1人当たり（定額）	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

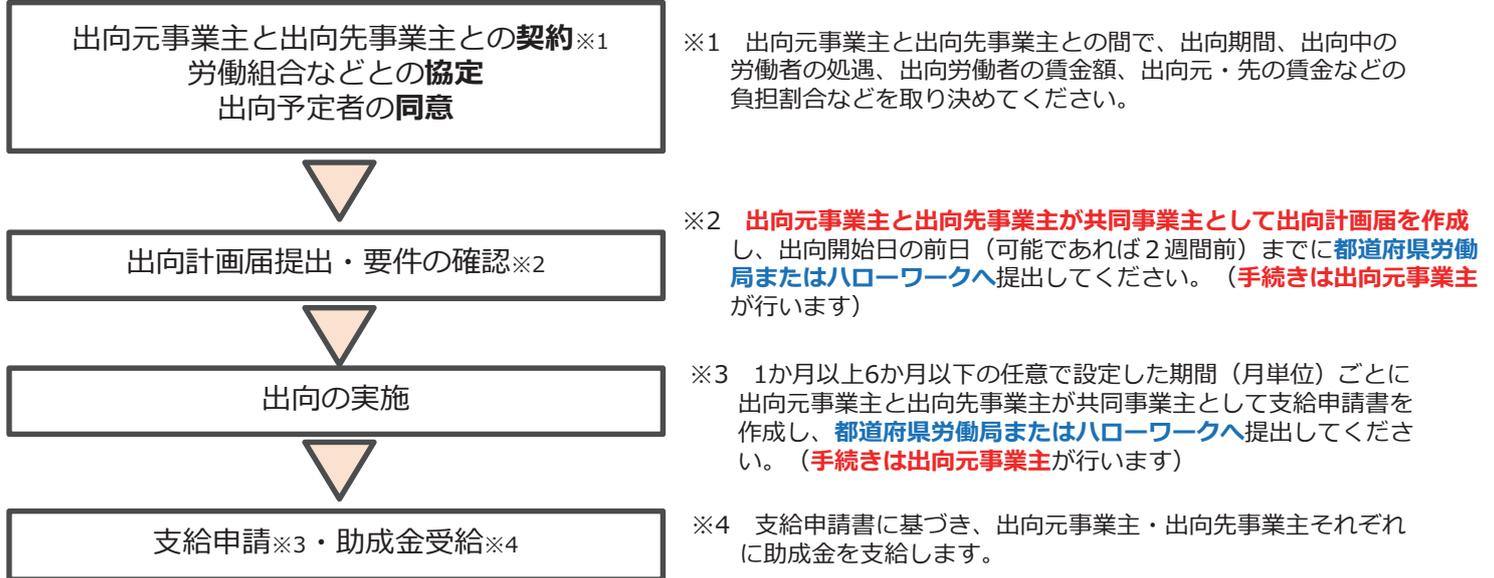
※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。



助成対象となる経費

- 出向開始日が令和3年1月1日以降の場合、
出向開始日以降の出向運営経費および1月1日以降の出向初期経費が助成対象となります。
- 出向開始日が令和3年1月1日より前の場合、
1月1日以降の出向運営経費のみ助成対象となります。

受給までの流れ



参考：助成額比較(イメージ)

⚠ 一度の出向で、雇用調整助成金（出向）による出向元への助成措置にも該当する場合があります。この場合には**いずれか一方の助成金のみ**が申請可能です。

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

- ・ 出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 **9,000円**
- ・ 出向期間中の出向運営経費
 - － 出向元賃金負担 **3,600円**、出向先賃金負担 **5,400円**、
 - － 出向先で教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**

- ※ 出向元・先ともに中小企業事業主
- ※ 出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない
- ※ 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

■ 産業雇用安定助成金

出向運営経費（出向元賃金負担） 3,600円	出向運営経費 8,400円 （出向先賃金負担 5,400円 、教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円 ）
産業雇用安定助成金 9/10 3,240円	産業雇用安定助成金 9/10 7,560円
実質負担 1/10 360円	実質負担 1/10 840円

※上記に加え、初回支給時に出向元・先双方に**各10万円**（一定の要件を満たす場合は**5万円加算**）を助成（出向初期経費）

■ (参考) 雇用調整助成金の場合

出向運営経費（出向元賃金負担） 3,600円	出向運営経費 8,400円 （出向先賃金負担 5,400円 、教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円 ）
雇用調整助成金 2/3 2,400円	実質負担 10/10 8,400円
実質負担 1/3 1,200円	

助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもございますので、詳しくは「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援 (中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**している中小企業等。
2. **事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築**に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で**付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**、又は**従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**の達成。

中小企業

通常枠 補助額 **100万円～6,000万円** 補助率 **2/3**

卒業枠* 補助額 **6,000万円超～1億円** 補助率 **2/3**

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。
※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 **100万円～8,000万円**
補助率 **1/2 (4,000万円超は1/3)**

グローバルV字回復枠** 補助額 **8,000万円超～1億円** 補助率 **1/2**

**グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、**15%以上減少**している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で**付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加**を達成すること。
- ③**グローバル展開を果たす事業**であること。

緊急事態宣言特別枠

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で**30%以上減少**していること。

補助額	従業員数 5人以下 :	100万円～500万円	補助率	中小企業 3/4
	従業員数 6～20人 :	100万円～1,000万円		中堅企業 2/3
	従業員数 21人以上 :	100万円～1,500万円		

令和2年度3次補正予算【3月に公募開始予定】

※今後、事業内容が変更される場合があります。3月に発表される予定の公募要領をご確認ください。



右記QRコードを読み込むと
お問い合わせフォームに移動します。

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/keisiesen02/saikouchiku>



中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

⇒ 飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

飲食業

居酒屋経営

⇒ オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

飲食業

レストラン経営

⇒ 店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。

飲食業

弁当販売

⇒ 新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

小売業

衣服販売業

⇒ 衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

小売業

ガソリン販売

⇒ 新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

⇒ 室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。

サービス業

高齢者向けデイサービス

⇒ 一部事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

⇒ 半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。

運輸業

タクシー事業

⇒ 新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。

製造業

航空機部品製造

⇒ ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

製造業

伝統工芸品製造

⇒ 百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン上）での販売を開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

⇒ 和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。

建設業

土木造成・造園

⇒ 自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

⇒ 映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

※公募開始は3月となる見込みです。

※**jGrants（電子申請システム）**での申請受付を予定しています。**GビズIDプライムの発行に2～3週間かかります**ので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。⇒ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※認定経営革新等支援機関は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。⇒ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>



詳細はこちら
(経済産業省HP)

